

居宅介護職員初任者研修事業指定要領

(平成 16 年 3 月 23 日 15 障第 684 号)
(一部改正平成 19 年 2 月 22 日 18 障第 437 号)
(一部改正平成 23 年 12 月 20 日 23 障第 488 号)
(一部改正平成 25 年 5 月 8 日 25 障第 99 号)
(一部改正平成 26 年 3 月 31 日 25 障第 696 号)
(一部改正平成 27 年 9 月 3 日 27 障第 340 号)
(一部改正平成 30 年 4 月 1 日 29 障第 712 号)
(一部改正令和 2 年 4 月 1 日 元障第 835 号)

第 1 目的

この要領は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。)及び「居宅介護職員初任者研修等について」(平成 19 年 1 月 30 日障発 0130001 号。以下「通知」という。)の第 1 の 3 に基づき、長野県内で研修事業を実施する者として知事が指定を行う場合の取扱いについて定めるものとする。

第 2 事業実施者の指定に関する要件

- (1) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者であること。
- (2) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

第 3 事業の内容に関する要件

- (1) 研修事業が告示及び通知に定める内容に従い、継続的に毎年 1 回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムは、別紙 1 に定める内容以上であること。
- (3) 修了年限については以下のとおりであること。
 - ア 居宅介護職員初任者研修課程にあつては 8 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 1 年 6 月以内とする。
 - イ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程にあつては 4 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 8 月以内とする。
 - ウ 重度訪問介護従業者養成研修課程(基礎研修課程)にあつては 1 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 2 月以内とする。
 - エ 重度訪問介護従業者養成研修課程(追加研修課程)にあつては 1 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 2 月以内とする。
 - オ 重度訪問介護従業者養成研修課程の基礎研修課程と追加研修課程を同時並行的に実施する場合にあつては 2 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 4 月以内とする。
 - カ 重度訪問介護従業者養成研修課程(行動障害支援課程)にあつては 1 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 2 月以内とする。
 - キ 同行援護従業者養成研修課程(一般研修課程)にあつては 2 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 4 月以内とする。
 - ク 同行援護従業者養成研修課程(応用研修課程)にあつては 1 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 2 月以内とする。また、一般研修課程と応用研修課程を同時並行的に実施する場合にあつては、3 月以内とする。ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は 6 月以内とする。
 - ケ 行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修の課程にあつては 2 月以内とする。

ただし、地域の実情等により知事がやむを得ないと認めた場合は4月以内とする。

- (4) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。なお、同行援護従業者養成研修課程の各科目を担当する講師は、原則として別紙2-1 同行援護従業者養成研修講師要件を満たす者とする。また、行動援護従業者養成研修課程の各科目を担当する講師は、原則として別紙2-2 行動援護従業者養成研修講師要件を満たす者とする。
- (5) 実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用でき、かつ連携して実習実施計画が定められていること。
- (6) 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、(1) から (5) までのほか、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
 - イ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
 - ウ 面接指導の時間数は、障害者居宅介護従事者基礎研修課程に係るものにあつては3以上、重度訪問介護従業者養成研修課程（基礎研修課程）に係るものにあつては任意（0でも可）、重度訪問介護従業者養成研修課程（追加研修課程及び行動障害支援課程）に係るものにあつては1以上、同行援護従業者養成研修課程（一般研修課程）に係るものにあつては任意（0でも可）、同行援護従業者養成研修課程（応用研修課程）に係るものにあつては1以上、行動援護従業者養成研修課程に係るものにあつては1以上であること。
 - エ 面接指導を行うのに適当な会議室等が確保されていること。

第4 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ア 開講の目的
 - イ 研修の名称及び課程
 - ウ 実施場所
 - エ 研修期間
 - オ 研修カリキュラム
 - カ 講師氏名
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 募集時期及び開講時期
 - ケ 受講資格及び定員
 - コ 受講手続（募集要領等）
 - サ 授業料、実習費等
 - シ 使用テキストの名称等
 - ス 欠席者に対する補講の実施有無、方法及び補講にかかる費用等の取扱い
 - セ その他研修実施に関し必要な事項
- (2) 研修の修了は全科目履修を条件とする。

なお、欠席者に対し補講を実施し、それにより研修の修了とする場合は、受講開始の日から第3の(3)に記載する期間内に行わなければならない。
- (3) (2)により研修を修了した者に対して修了証明書（別紙3）及び修了証明書（携帯用）（別紙4）を交付するものとする。

第5 指定の申請等

- (1) 事業としての指定を受けようとする者は、居宅介護職員初任者研修事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、募集を開始する日の1月前までに知事に提出しなければならない。

- ア 学則等（第4の（1）を満たすもの）
 - イ 研修カリキュラム
 - ウ 研修日程表
 - エ 講義又は演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
 - オ 実習に利用する施設又は同行訪問を実施する事業所（以下「実習施設等」という。）の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに利用計画表（利用日時、講義名が入ったもの）及び実習施設等の設置者の承諾書
 - カ 研修修了の認定方法
 - キ 研修事業に係る申請年度及び次年度の収支予算書
 - ク 申請者が法人にあっては、定款、寄附行為その他の約款等
 - ケ 申請者の資産状況（申請者の財産目録、貸借対照表等）
- (2) 講義を通信の方法によって行う場合にあっては、前項各号に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ア 通信添削課題
 - イ 添削指導及び面接指導の方法等
 - ウ 面接指導の実施期間における講義室及び演習室の設置者の承諾書
- (3) 研修事業の指定を受けた者（以下、「指定事業者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、居宅介護職員初任者研修事業変更届（様式第2号）（以下「変更届」という。）を知事に提出しなければならない。なお、(1)のイからオまでの事項又は(2)の事項に変更を加えるときは、変更しようとする1か月前までに変更届を提出し、知事の承認を受けなければならない。

第6 指定の休止、廃止及び再開

- (1) 指定事業者は、研修事業を休止、廃止若しくは再開しようとするときは、事業を休止又は廃止した日から10日以内若しくは募集を開始する日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を記載し、居宅介護職員初任者研修事業休止（廃止・再開）届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- ア 休止した場合は、その研修の名称及び課程、休止した年月日、休止した理由、休止予定期間
 - イ 廃止した場合は、その研修の名称及び課程、廃止した年月日、廃止した理由
 - ウ 再開する場合は、その研修の名称及び課程、再開予定年月日
- (2) 前項により、廃止に係る届が提出された場合、知事は、指定を取り消すものとする。

第7 事業実施計画書の提出

指定事業者は、毎年度、事業の開始の1か月前までに居宅介護職員初任者研修事業実施計画書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ア 学則等（募集要項）
- イ 研修カリキュラム
- ウ 研修日程表
- エ 講義又は演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- オ 実習施設等の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに利用計画表（利用日時、講義名が入ったもの）及び実習施設等の設置者の承諾書
- カ 研修事業に係る収支予算書
- キ 定款、寄附行為その他の約款等（申請者が法人で指定後に変更があった場合のみ）

第8 事業実績報告書の提出

指定事業者は、事業の終了後2月以内に居宅介護職員初任者研修事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ア 居宅介護職員初任者研修事業修了者名簿（様式第6号）
- イ 研修資料
- ウ 研修事業に係る収支決算書
- エ 受講者アンケート結果
- オ その他参考となる資料

第9 秘密の保持

- (1) 指定事業者は、当該事業の従事者又は従事者であった者が、その業務上知り得た受講者等の個人情報に正当な理由なく他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 指定事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導する等、必要な措置を講じなければならない。

第10 広告

指定事業者は、研修事業の広告を行う場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

第11 実施状況等の調査

- (1) 知事は、必要に応じ、申請の内容及び研修の事業内容について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でない事項があると認めるときは、事業者に対して必要な指示をすることができる。

第12 指定の取消し

- (1) 知事は、事業者が第2の各号に掲げる要件を満たすことができなくなったと認めるとき、事業の実施に関し不正の行為があったとき、第11の(1)の調査に応じないとき及び同(2)の指示に従わないときは、事業者の指定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、前号により事業者の指定を取り消す場合は、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は平成16年4月1日から施行する。
- 2 障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業指定要領（平成14年4月23日14障第84号）及びガイドヘルパー養成研修事業指定要領（平成14年8月12日14障第294号）は廃止する。
- 3 前項に掲げる指定要領により指定を受けている事業者（中核市に属する区域で研修を実施する事業者を除く。）は、本要領に基づき指定されたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は平成18年10月1日から施行する。
- 2 中核市により指定を受けた事業者は、本要領に基づき指定されたものとみなす。

附 則

この要領は平成23年12月20日から施行する。

附 則

この要領は平成25年5月8日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年 9月 3日から施行する。

附 則

この要領は平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年 4月 1日から施行する。